

【その他】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
特定非営利活動促進法	10	1	法人設立の認証	都道府県	指定都市	指定都市	○	
	25	3	定款変更の認証					
	29	1	事業報告書の受理等					
	31	2	法人解散の認定					
	34	3	法人合併の認証					
	41	1	報告徴収及び立入検査					
	42		改善命令					
	43	1	法人認証の取り消し					

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告に おける移譲先 ※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
家庭用品品質表示法	4	1 表示事項の表示等の指示(販売業者(卸売除く))	都道府県	市	市	○	
	4	3 指示に従わない場合の業者(販売業者(卸売除く))の公表					
	10	1 一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理					
	10	2 販売業者(卸売除く)の調査、事情聴取					
	19	2 販売業者(卸売除く)からの報告の徴収、店舗等への立入検査					

【その他】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
地方自治法	260	1	町又は字の区域の新設等の届出受理	都道府県	市町村	市町村	○	
	260	2	町又は字の区域の新設等の告示					

【教育分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	3	2 学級編制基準の決定					
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	41	1 教職員定数の決定(条例制定)	都道府県	中核市	—	○ (一部実施)	<p>地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日、地方分権改革推進本部決定)では、「県費負担教職員の人事権の移譲と給与負担については、(中略)、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る」とこととされている。また、学級編制や教職員定数についても、「関係者の理解を得て、計画の策定までに結論を得る」とこととされている。</p> <p>県費負担教職員の人事権の移譲については、地域の実情に応じた選択的な取組として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく条例による事務処理の特例制度を活用し、県費負担教職員の任命権に係る事務を市町村が処理することは、県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において可能である旨を明らかにしたところであり、各都道府県の判断により、勧告の内容は実施可能である。</p> <p>学級編制権限の移譲については、現在、文部科学省において平成23年度以降の学級編制及び計画的な教職員定数の改善について検討を行っているところであり、あわせて検討を行っている。</p> <p>給与負担の移譲については、移譲にあたって安定的かつ確実な財源保障を行うことが不可欠であると考えており、給与負担の移譲を行う場合の具体的な財源保障の方策について、関係府省と検討を行っているところである。今後、内閣府におかれては、関係府省間(内閣官房(構造改革特区担当)、総務省、文科省など)の協議が促進されるよう御配慮いただきたい。なお、教職員定数を決定する権限については、財政負担と不可分であり給与負担と一致させることが必要である。</p> <p>なお、民主党マニフェストでは、教育委員会制度を抜本的に見直し「教育監査委員会」を設置するとともに、地域住民や保護者の学校運営への参画を一層進めるため、「学校理事会」を設置することとされており、県費負担教職員の人事権等の在り方については、このマニフェストを踏まえ、地方教育行政制度全体を見直す中で、関係者の意見を幅広く聴きながら十分議論して参りたい。</p>
	41	2 教職員定数の決定(市町村別・種類ごと)					
市町村立学校職員給与負担法	1	市町村立学校職員の給与等の負担					
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	37	1 県費負担教職員の任命権	指定都市				

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【教育分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
学校教育法	4	1	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可(第2号)	都道府県 (指定都市は届出制)	認可の廃止 (→届出制)	認可の廃止 (→届出制)	○	
	13		市町村の設置する幼稚園の閉鎖命令	都道府県	市	—	×	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の設置する幼稚園に対する閉鎖命令権限を都道府県から市町村に移譲するとすれば、市町村の設置する幼稚園に対して閉鎖命令を出しうる監督庁が存在しなくなるということになる。 ・学校教育は公の性質を有するものであり、公教育の遂行に著しく適正を欠く事態が放置されるようなことはあってはならない。 ・このため、学校教育法においては、法令の規定等に違反したときには、都道府県教育委員会は市町村の設置する学校に対して変更を命ずることができる(第14条)こととされている。ただし、この変更命令に仮に違反したとしても罰則規定の適用を受けることがなく、必ずしも実効性が担保されているわけではない。一方、この変更命令に違反した場合等の事態の解消を図る最終的な措置として、罰則を伴う閉鎖命令権が都道府県教育委員会には付与されている(第13条)。 ・これらの変更命令・閉鎖命令に係る権限は、公教育を担う学校の運営の適正性を確保する観点から設けられたものであり、都道府県教育委員会の権限として必要なものである。 ・また、当該規定を置くことについては、市町村を信頼しているかどうかという問題ではなく、公教育の遂行に著しく適正を欠く事態を解決する手段について制度的にどのように確実に担保を図っていくかという問題である。

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
老人福祉法	15	4 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可	中核市	市	—	※	<p>(行政事務の混乱を招き、住民の生命や生活が脅かされることがあってはならず、権限を移譲する場合、必要な財源措置や人材確保等が講じられること、改正法施行まで十分な準備期間をとること、権限移譲されても実施できない小規模自治体への対応等の実施が合わせて必要。)</p> <p>○ 権限移譲した場合、下記の問題点はあると考えられるが、地域主権の実現に積極的に取り組む観点から、必要な財源措置や人材確保等を講じること、改正法施行まで十分な準備期間をとること、権限移譲されても実施できない小規模自治体への対応(経過措置等)の実施と合わせて中核市まで移譲する。</p> <p>○ 仮に市まで権限移譲した場合、他市町村からの利用者については、認可等権者と利用者の居住する市が異なることから、利用者の住む市が事業所に対しての指導監督権限を有していないため、適切な指導監督が困難となる。</p> <p>また、各市町村が定める個別の基準の指定をとらなければならないとした場合、事業者が圏域を超えた事業展開をする際、事業所側としては各市町村で異なった基準に基づいた指定をとる必要があり、事務が繁雑となることから、健全な事業運営に支障をきたす恐れがある。</p> <p>○ また、養護老人ホームの認可等の事務の適切な執行は、養護老人ホーム等の適切な運営のために不可欠であり、これらの事務の不備は介護サービスを利用する高齢者の生活の安全と質に重大な問題を生じさせることとなる。</p> <p>○ このため、基礎自治体への事務事業の優先配分を検討するに当たっても、当該事務に関しては、各自自治体の実情に応じ、確実な事務執行が担保される場合にのみ移譲を行うこととすべきであり、一律な市までの権限移譲を行うことは適当でないと考えている。</p> <p>○ 現在でも地方自治法の事務処理特例により市町村が認可等の事務を行っている場合があるが、事務処理を移譲している都道府県においても、県下の全市町村に移譲せず、一部の市町村のみに移譲しているところであり、確実な事務執行が担保されないために、事務処理の移譲が行われていない市町村が存在するところである。</p> <p>○ したがって、仮に小規模市町村等において事務処理特例による移譲実績があったとしても、すべての市町村において事務処理の確実な執行が担保されるものではない。</p> <p>○ なお、現在、地方分権改革推進計画に基づき、最低基準を都道府県の条例で定めることを内容とする法律案を今国会に提出するところであるが、認可権限等が市に移譲された場合、最低基準を定めた条例を各市において制定することとなり、市に過重な事務負担が生じることとなる。</p>
	18	2 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの長からの報告徴収、質問及び立入検査					
	19	1 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業停止命令又は認可の取消し等					
	15	2 老人デイサービスセンター等の設置の届出受理					
	18	1 老人デイサービスセンター等設置者からの報告徴収、質問及び立入検査					
	18 の 2	2 老人デイサービスセンター等に対する業務改善命令、停止命令等					
	14	老人居宅生活支援事業の開始の届出受理					
	18	1 老人居宅生活支援事業者等からの報告徴収、質問及び立入検査					
	18 の 2	2 老人居宅生活支援事業等の制限及び停止の命令					
29	1 有料老人ホームの設置の届出受理	都道府県	市	中核市	△	<p>○ また、事業者による介護サービス等の提供は一市町村の範囲にとどまらないため、広域的な見地から認可等を行う必要があるが、認可権者を市とすることは、こうした広域的な見地からの認可等が困難となるため適切ではない。</p> <p>○ 以上のことから、当該事務については、基礎自治体の実態把握を行ったうえで、移譲に向けた具体的対応策を半年以内に得られた場合には、法改正を行う。</p>	
29	6 有料老人ホーム設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査						
29	8 有料老人ホーム設置者に対する改善命令						

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
児童福祉法	35	4 児童福祉施設の設置の認可	中核市等	市 (保育所、児童館、認可外保育施設) 特例市 (助産施設、母子生活支援施設)	—	※	<p>○ 仮に権限移譲した場合、他市町村からの利用者については、認可等権者と利用者の居住する市が異なることから、利用者の住む市が事業所に対しての指導監督権限を有していないため、適切な指導監督が困難となる。</p> <p>○ 保育所等の設置認可及び認可外保育施設の指導監督等については、指定都市、中核市が一定の行財政基盤を有しており、対応の規模能力があるものとされているため、大都市特例として事務を処理できているところ。</p> <p>○ 基礎自治体については、財政規模や人員が多様であるため、特に小規模自治体においては、社会福祉法人会計等の専門的知識を有する人材の確保等が難しく、財政的・人材的に多大なる負担を強いることになると考えられる。</p> <p>○ そのため、国がすべての市に一律に権限を移譲してしまうのではなく、各々の市自身が、その財政基盤や体制を踏まえながら方針を整理しつつ、その意向を踏まえて都道府県が判断し、事務処理特例の制度を活用したうえで、都道府県が基礎的自治体に対し引き継ぎを行うべきと考える。</p> <p>○ さらに、保育所は市の圏域を超えて利用されるものであり、管下の保育所の分布状況や利用状況を踏まえ、広域的な観点から認可を行う必要がある。</p> <p>○ なお、保育所設置の認可や認可外保育施設を含む保育制度の改革については、明日の安心と成長のための緊急経済対策(平成21年12月8日閣議決定)に基づく、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める中で検討(平成22年前半を目的に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出)していく必要がある。</p> <p>○ 助産施設について、都道府県における認可状況と新規の認可はほとんどなく、特例市に移譲した場合は、担当職員の決定や研修等の体制を整備する必要があり、結果的に非効率な面も生じることが懸念される。</p> <p>したがって、特例市にまでこれらの権限を移譲することは適当でないと考えている。</p> <p>○ 母子生活支援施設に関しては、入所者に占めるDV被害者の割合が増加している中で、DV被害者を加害者から安全に保護し、その生活を支援するためには従来にも増して広域的な観点からの対応が求められており、保護の実施の段階だけでなく、サービス提供量に直接影響を与える施設の設置認可等の段階においても、広域的な入所ニーズを踏まえた対応が必要とされているところであるが、特定の市が、管外のニーズを踏まえた上で施設の認可等の対応を行うことは困難な面があると考えられ、仮に、さらなる権限委譲を行うこととした場合、結果的に必要なサービスが提供されない恐れがあることを考慮すれば、現状の制度を維持することが適当である。</p> <p>○ 以上のことから、当該事務については、基礎自治体の実態把握を行ったうえで、移譲に向けた具体的対応策を半年以内に得られた場合には、法改正を行う。</p>
	46	1 児童福祉施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入検査					
	46	4 児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令					
	58	児童福祉施設の認可取消し					
	59 の 2	1 認可外保育施設の事業開始の届出受理					
	59	1 認可外保育施設の設置者等からの報告徴収、質問及び立入調査					
	59	3 認可外保育施設の設置者に対する設備等の改善その他の勧告					
	59	5 認可外保育施設の事業停止又は施設閉鎖の命令					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
社会福祉法	62	1 第一種社会福祉事業の開始の届出受理	中核市	市 (軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業)	—	※	○ 仮に権限移譲した場合、他市町村からの利用者については、許可等権者と利用者の居住する市が異なることから、利用者の住む市が事業所に対しての指導監督権限を有していないため、適切な指導監督が困難となる。 また、各市町村が定める個別の基準の指定をとらなければならないとした場合、事業者が圏域を超えた事業展開をする際、事業所側としては各市町村で異なった基準に基づいた指定をとる必要があり、事務が複雑となることから、健全な事業運営に支障をきたす恐れがある。
	62	2 第一種社会福祉事業の許可					軽費老人ホーム、老人福祉センターについて ○ 指導監督等の事務の適切な執行は、軽費老人ホーム等の適切な運営のために不可欠であり、これらの事務の不備はサービスを利用する高齢者の生活の安全と質に重大な問題を生じさせることとなる。 ○ このため、基礎自治体への事務事業の優先配分を検討するに当たっても、当該事務に関しては、各自治体の実情に応じ、確実な事務執行が担保される場合にのみ移譲を行うこととすべきであり、一律な権限移譲を行うことは適当でないと考えている。
	69	1 第二種社会福祉事業の開始の届出受理					○ したがって、仮に小規模市町村等において事務処理特例による移譲実績があったとしても、すべての市町村において事務処理の確実な執行が担保されるものではない。 ○ 以上のことから、全国一律に事務の移譲を行うべきではなく、今後も現行通り地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、あらかじめ市長との協議を行った上で、条例で定める場合に老人福祉法上の認可及び報告徴収・認可取消等の事務を移譲できることとするべきである。
	70	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等					放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について ○ 「子ども・子育てビジョン」に明記された「新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」に向けた検討の対象となっており、これらの動向を踏まえ、検討する必要がある。 また、放課後児童クラブは平成10年と比較すると10,000か所近く増加し、その利用ニーズが年々高まっている。現行制度において、都道府県がクラブ運営費及び整備費を負担していることや、多くの都道府県がクラブ運営の質の向上のためのガイドラインを策定しているなど、放課後児童クラブの量的拡充及び運営の質の向上のためには、都道府県の関与が必要と考える。
	72	1 社会福祉事業経営の制限、停止命令、許可取消し					隣保事業について ○ 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱において、都道府県が市町村の指導監督を行っているところであるが、権限移譲された場合、 ① 都道府県が市に対して行う指導監督等事業が実施されなくなり、小規模な市において地方改善事業の適切な実施が確保されなくなるおそれがあること ② 同交付要綱においては、市町村が実施する指導監督等事業は補助金の交付対象とはされていないため、市町村が行う地方改善事業が適切に実施されなくなるおそれがあること(同交付要綱を改正するにあたっては関係団体や財務省との調整が必要になるが、関係団体は補助金の一括交付金化等の県から市町村への権限移譲に対して慎重な姿勢をとっており、調整が困難になるおそれがある。)から、地方改善事業の適切な運営に支障が生じるおそれがある。 ○ 以上のことから、当該事務については、基礎自治体の実態把握を行ったうえで、移譲に向けた具体的対応策を半年以内に得られた場合には、法改正を行う。

※ 指定都市:指定都市 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村:すべての市町村

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告におけ る移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
社会福祉法	31	1 社会福祉法人の定款の認可	中核市	市	市	○	
	56	1 社会福祉法人に対する報告徴収及び検査					
	56	3 社会福祉法人に対する業務停止命令等					
	56	4 社会福祉法人の解散命令					

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
身体障害者福祉法	15	4	中核市	市	—	※	<p>○ 身体障害者手帳の交付事務における身体障害者の認定については、医学的知見による専門性が必要とされるものであり、申請者の身体機能について障害の種類及び程度を審査し、必要に応じて、有識者等で構成される地方社会福祉審議会の意見を聴取することにより、行っている。(障害の種類毎に専門的知識を持った有識者を確保する必要がある。)</p> <p>○ 当該審査事務を移譲するに当たっては、各市において必要な専門的な人材を適切に確保することが不可欠であるが、こうした人材が不足する自治体では、適切な判断が困難となるおそれがあることから、すべての市に事務の一律移譲を行うことは適当ではない。なお、現行制度においても地方自治法に基づき、各都道府県が身体障害者手帳の交付事務の一部を市町村へ移譲することは可能である。</p> <p>○ また、連立政権合意において、障害者自立支援法は廃止し、「制度の谷間」がない新たな総合的な制度をつくることとされており、身体障害者手帳の交付対象範囲も含め、障害者の範囲が議論になる可能性があり、これらの動向をふまえ、検討する必要がある。</p> <p>(民主党障がい者政策プロジェクトチームが平成21年4月に取りまとめた「障がい者制度改革について～政権交代で実現する真の共生社会～」においては、身体障害者手帳に代わる「社会参加カード(仮称)」が提言されている。)</p> <p>○ 以上のことから、当該事務については、基礎自治体の実態把握を行ったうえで、移譲に向けた具体的対応策を半年以内に得られた場合には、法改正を行う。</p>
	12 の 3	1					身体障害者相談員への委託による相談・指導等
知的障害者福祉法	15 の 2	1	中核市				

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
障害者自立支援法	54	1 育成医療費の支給の認定	中核市	市	市町村	○	
	58	1 育成医療費の支給					
母子及び寡婦福祉法	13	母子福祉資金の貸付け	中核市	市	—	※	<p>○ 母子寡婦福祉貸付金は、母子家庭等の子どもの修学に係る費用等を貸し付ける事業であり、必要な資金を貸し付けるという事業の性質上、貸付申し込みや償還状況の変動があっても事業を安定して運営することが必要である。</p> <p>○ 市については、人口が100万人を超えるものがある一方で、1万人を下回るものもある等規模の差が大きく、規模の小さい市においては、貸付申し込み等の変動に対応できる十分な財源を確保することが困難となる恐れがある。</p> <p>○ また、他の母子福祉施策の中核市以上の自治体とその他の市における実施状況を見ると、その他の市の実施状況が明らかに低くなっており、一律に市に権限委譲を行った場合、全ての市について事業の実施体制が担保されず、その結果として貸付を受けることができない者が発生する恐れがある。</p> <p>○ さらに、地方自治体の借入れに当たっては、地方財政法により総務大臣による起債の同意が必要とされていることから、国から地方自治体への貸付に際して、①国から地方自治体への貸付予定額の確定、②起債に関する地方自治体から総務省への同意の協議書の提出、③総務省から地方自治体への起債の同意書の交付、④地方自治体から国への貸付申請、⑤国から地方自治体への貸付決定といった複数の手続きを経る必要があり、急な資金需要に即時に対応することは困難である。</p> <p>○ 以上のことから、中核市までの自治体が事業を実施する現状の制度を維持することが適当である。</p> <p>○ 当該事務については、基礎自治体の実態把握を行ったうえで、移譲に向けた具体的対応策を半年以内に得られた場合には、法改正を行う。</p>
	32	寡婦福祉資金の貸付け					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
介護保険法	41	1 指定居宅サービス事業者の指定	都道府県	市 (指定に限り都道府県同意)	中核市 (指定に限り都道府県同意)	△	<p>(行政事務の混乱を招き、住民の生命や生活が脅かされることがあってはならず、権限を移譲する場合、必要な財源措置や人材確保等が講じられること、改正法施行まで十分な準備期間をとること、権限移譲されても実施できない小規模自治体への対応等の実施が合わせて必要。)</p> <p>○ 権限移譲した場合、下記の問題点はあると考えられるが、地域主権の実現に積極的に取り組む観点から、必要な財源措置や人材確保等を講じること、改正法施行まで十分な準備期間をとること、権限移譲されても実施できない小規模自治体への対応(経過措置等)の実施と合わせて中核市まで移譲する。</p> <p>○ また、指定については都道府県の同意を要することとする。</p> <p>○ 仮に市まで権限移譲した場合、他市町村からの利用者については、指定権者と利用者の居住する市が異なることから、利用者の住む市が事業所に対しての指導監督権限を有していないため、適切な指導監督が困難となる。</p> <p>また、各市町村が定める個別の基準の指定をとらなければならないとした場合、事業者が圏域を超えた事業展開をする際、事業所側としては各市町村で異なった基準に基づいた指定をとる必要があり、事務が繁雑となることから、健全な事業運営に支障をきたす恐れがある。</p> <p>○ また、指定居宅サービス等の指定及び指定介護事業者からの報告徴収・指定取消等の事務の適切な執行は、指定居宅サービス等の適切な運営のために不可欠であり、これらの事務の不備は介護サービスを利用する高齢者の生活の安全と質に重大な問題を生じさせることとなる。</p> <p>○ このため、基礎自治体への事務事業の優先配分を検討するに当たっても、当該事務に関しては、各自自治体の実情に応じ、確実な事務執行が担保される場合にのみ移譲を行うこととすべきであり、一律な市までの権限移譲を行うことは適当でないと考えている。</p> <p>○ また、現在でも地方自治法の事務処理特例により市町村が指定事務を行っている場合があるが、事務処理を移譲している都道府県においても、県下の全市町村に移譲せず、一部の市町村にのみ移譲しているところであり、確実な事務執行が担保されないために、事務処理の移譲が行われていない市町村が存在するところである。</p> <p>○ したがって仮に小規模市町村等において事務処理特例による移譲実績があったとしても、全ての市町村において事務処理の確実な執行が担保されるものではない。</p> <p>○ なお、現在、地方分権改革推進計画に基づき、指定基準を都道府県の条例で定めることとするよう所要の法改正の準備を進めているところであるが、指定権限等が市に移譲された場合、指定基準を定めた条例を各市において制定することとなり、市に加重な事務負担が生じることとなる。</p> <p>○ また、事業者による介護サービスの提供は一市町村の範囲にとどまらないため、広域的な見地から指定・指導監督を行う必要があるが、指定権者を市とすることは、こうした広域的な見地からの指定・指導監督が困難となるため適切ではない。</p> <p>○ 以上のことから、当該事務については、基礎自治体の実態把握を行ったうえで、移譲に向けた具体的対応策を半年以内に得られた場合には、法改正を行う。</p>
	76	1 指定居宅サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等					
	76 の 2	3 指定居宅サービス事業者に対する措置命令					
	77	1 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等					
	48	1 指定介護老人福祉施設の指定					
	90	1 指定介護老人福祉施設開設者等に対する報告命令、立入検査等					
	91 の 2	3 指定介護老人福祉施設開設者に対する措置命令					
	92	1 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等					
	94	1 介護老人保健施設の開設の許可					
	100	1 介護老人保健施設開設者等に対する報告命令、立入検査等					
	103	3 介護老人保健施設開設者に対する措置命令等					
	104	1 介護老人保健施設の開設許可の取消し等					
	48	1 指定介護療養型医療施設の指定					
	112	1 指定介護療養型医療施設開設者等に対する報告命令、立入検査等					
	113 の 2	3 指定介護療養型医療施設開設者に対する措置命令					
114	1 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等						

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【福祉分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
障害者自立支援法	29	1 指定障害福祉サービス事業者の指定	都道府県	中核市 (指定に限り都道府県同意)	中核市 (指定に限り都道府県同意)	○	
	48	1 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告命令、立入検査等					
	49	1 指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告					
	50	1 指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等					
	29	1 指定障害者支援施設の指定					
	48	3 指定障害者支援施設の設置者等に対する報告命令、立入検査等					
	49	2 指定障害者支援施設の設置者に対する基準遵守勧告					
	50	3 指定障害者支援施設の指定取消し等					
	32	1 指定相談支援事業者の指定					
	48	4 指定相談支援事業者等に対する報告命令、立入検査等					
	49	3 指定相談支援事業者に対する基準遵守勧告					
50	4 指定相談支援事業者の指定取消し等						

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【福祉分野】

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

[[内閣府の整理]の欄の凡例]
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○:勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における 移譲先※	移譲先	見直し状況		
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方	
児童福祉法	59	の4	1	政令で定める市における児童相談所の設置 (施行令第45条の2)	—	政令による指定 手続等を見直す	—	○	

※ 指定都市:指定都市 中核市:指定都市、中核市 特例市:指定都市、中核市、特例市 市:指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村:すべての市町村

【医療・保健・衛生分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告におけ る移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
母子保健法	18	低体重児の届出受理	保健所設置市	市	市町村	○	
	19	1 未熟児の訪問指導					
	20	1 未熟児養育医療の給付等					
薬事法	4	1 薬局の開設の許可	都道府県	保健所設置市	—	○	
	12	1 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可					
	13	1 薬局製造販売医薬品の製造業の許可					
	69	2 薬局開設者等からの報告徴収及び質問、立入検査	都道府県 (店舗販売業 に係る事務 を除く)				
	70	1 薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令					
	72	4 薬局開設者等に対する構造設備の改善命令 又は使用禁止命令					
75	1 薬局開設者等に対する業務の停止命令及び 許可の取消し						

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【医療・保健・衛生分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
感染症の予防及び 感染症の患者に対 する医療に関する 法律	38	2	結核指定医療機関の指定	中核市	保健所設置市	保健所設置市	○	
	43	1	結核指定医療機関の管理者からの報告徴収、立入検査					
	38	9	結核指定医療機関の指定取消し					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【医療・保健・衛生分野】

〔内閣府の整理〕の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
水道法	34	1	専用水道の給水開始の届出受理(法第13条第1項準用)	保健所設置市	市	市	※	水道事業においては、水道事業を営んでいない市も存在し、一律に市であれば水道に係る専門的知識等を有しているとは言えず、それらの市には専門的な知識を有した職員を新たに配置必要がある。しかし仮に勧告の通り権限を移譲した場合、保健所設置市以外の市のうち区域内に専用水道が1つも存在しない市が約4分の1占めるとともに、専用水道の布設工事の設計の確認について、過去5年間に1件の事務も発生しなかったと考えられる市が過半数、また、3件以下の市が全体の9割となっている状況で、権限の委譲を行い全ての市が必要な体制整備を行うことは、却って行政の非効率を招く結果となると考えられるため、従前の通り各市の実情に応じて事務処理特例制度による権限移譲の方が合理的であると考え。
	32		専用水道の布設工事の設計の確認					
	39	2	専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等					
	37		専用水道の給水停止命令					
	39	3	簡易専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等					
	37		簡易専用水道の給水停止命令			市	○	

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【医療・保健・衛生分野】

〔内閣府の整理〕の欄の凡例
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
毒物及び劇物取締法	22	1	業務上取扱者の届出の受理	都道府県	保健所設置市	保健所設置市	○	
	22	4	業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令(第15条の3を準用)					
	22	4	届出を要する業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)					
	22	4	不適當な業務上取扱者の変更命令(第19条第3項を準用)					
	22	5	届出を要しない業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)					
	22	6	違反していると認める業務上取扱者等に対する必要な措置の命令					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【医療・保健・衛生分野】

〔内閣府の整理〕の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
旅館業法	3	2	施設の構造設備の基準の設定(施行令第1条)(条例制定)	中核市	保健所設置市	保健所設置市	○	
	3	3	(設置場所の要件)社会教育施設で学校・児童福祉施設に類するもの(第3号)の指定(条例制定)	都道府県				
	4	2	衛生措置の基準の設定(条例制定)					
	5		宿泊を拒むことができる事由(第3号)の指定(条例制定)					
理容師法	6の2		理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	都道府県	保健所設置市	保健所設置市	○	
	9		業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)					
	12		施設に関する衛生措置(第4号)の基準(条例制定)					
美容師法	7		美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	都道府県	保健所設置市	保健所設置市	○	
	8		業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)					
	13		施設に関する衛生措置(第4号)の基準(条例制定)					
クリーニング業法	3	3	クリーニング業を営む者が講ずべき措置(第6号)の基準(条例制定)	都道府県	保健所設置市	保健所設置市	○	
興行場法	2	2	構造設備等の基準の設定(条例制定)	都道府県	保健所設置市	保健所設置市	○	
	3	2	衛生措置の基準の設定(条例制定)					
公衆浴場法	2	3	公衆浴場の配置基準の設定(条例制定)	都道府県	保健所設置市	保健所設置市	○	
	3	2	衛生及び風紀に必要な措置の基準の設定(条例制定)					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【医療・保健・衛生分野】

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

組織	法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における見直し案	移譲先	見直し状況	
								可否	可否・移譲先についての理由、考え方
保健所	地域保健法	5	1	政令で定める市における保健所の設置(施行令第1条第1項第3号)	—	政令による指定 手続等を見直す	—	○	

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【その他】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
墓地、埋葬等に関する法律	10	1	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	中核市 * 第18条及び第19条(第10条の規定による許可の取消しを除く。)のみ保健所設置市	市	市	○	
	10	2	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更及び墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可					
	18	1	立入検査及び報告の要求					
	19		施設の整備改善、使用制限若しくは禁止命令又は許可の取消し					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
農業振興地域の整備に関する法律	15	2	1 農用地区域内における開発行為の許可	都道府県	市	—	×	・農地法、農振法については、昨年度法改正を行い、事務・権限のあり方を含め、農地の総量確保や転用規制の強化の観点から制度を抜本的に見直したばかりであり、当面その的確な運用に集中すべき。
	15	3	農用地区域内における開発行為についての監督処分					
農地法	3	1	農地等の権利移動の許可	都道府県	市	農業委員会	△	・勧告を踏まえ、農業委員会に権限を移譲。
	4	1	農地転用の許可(2ha以下)	都道府県	市	—	×	・農地法、農振法については、昨年度法改正を行い、事務・権限のあり方を含め、農地の総量確保や転用規制の強化の観点から制度を抜本的に見直したばかりであり、当面その的確な運用に集中すべき。
	5	1	農地等の転用を伴う権利移動の許可(2ha以下)					
	18	1	農地等の賃借権の解約等の許可					
	49	1	立入調査等					
	50		土地の状況等に関する報告の徴収					
	51	1	違反転用に対する処分					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
農林物資の規格化 及び品質表示の適 正化に関する法律	19 の14	1 製造業者に対する表示事項の表示の指示	都道府県	市	—	×	・食品流通が広域化・複雑化する中で、食品表示の監視を適切に行うため、広域的な監視体制とこれまでの指示・検査等によるノウハウを有する国の関与が期待されているのが実態。 ・こうした中、食品表示の監視体制をより細分化・複雑化することは、違反事案への機動的な対応を困難にし、消費者の食品表示監視に対する国への不信感を募るものとなるため適当でない。
	20	2 製造販売業者からの報告の徴収、工場・店舗 3 への立入検査					
	21 の2	1 不適正表示に係る申出受理					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲又は付与先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲又は付与先についての理由、考え方
高圧ガス保安法	5	1 第一種製造者に係る製造の許可	都道府県	市町村	—	※	安全の低下を招かずに、一律に「市町村」に権限移譲を行なおうとする場合には、地域主権改革一括法で措置することを前提に、以下のすべての条件を満たした場合にのみ、下記の課題を踏まえ前向きに検討することが可能。 ○各都道府県規模で、全市町村の広域連合又は一部事務組合を構築することを義務づけること。(都道府県規模の処理件数を確保し、法施行事務を円滑に実施できる専任者を一定数確保できる体制とする。) ○化学・機械等の専門的知識を有する都道府県職員を、都道府県から継続的に出向させること。(市町村・消防で化学・機械の技官を採用しているところは限られており、継続的な出向が必要。) ※市町村に都道府県規模で広域連合・一部事務組合の設立を義務づけることが法的に不可能であれば、都道府県内の消防本部の単一化などにより、こうした体制が構築できたところから、地方自治法の特例制度を活用して市町村への権限移譲を進めるべき。 【市町村への権限移譲を行う際の課題】 ○高圧ガス保安法は、災害防止・公共の安全の確保を目的とする規制法。法施行能力の低下は、安全の低下に直結。 ○法律の適用範囲は、高圧ガスを取り扱う事業者に限られ、住民にあまり適用されるものではないため、市町村毎の事務量は大きくないが、法施行には化学・機械等の専門的知識が必要。 ○都道府県でも専任者3人(兼任者を含めても9人)程度で行っている業務を市町村に小分けすると、各市町村では専任者を確保できない。処理件数が少なくなることによる経験不足と相まって、法施行に必要な専門的知識・経験が蓄積できない。 ○既に地方自治法に基づいて市町村に権限移譲したケースでも、規制する側(都道府県・市町村)、規制される側(高圧ガス事業者)の双方から、法施行能力の低下への懸念の声。 ○仮に各市町村に専任者を置くこととすると、全国の専任者の数は10倍以上にふくらみ、行政効率は大に低下。 ○また、高圧ガスの保安確保には、事業者との連携(緊急時の協力、防災訓練、保安講習活動)が重要であるが、市町村単位では事業者数が限られ活動が困難。 ○安全の低下なしに市町村への権限移譲を行うためには、法施行に必要な専門的知識と都道府県規模の処理件数に裏打ちされた経験を有する専任者を配置する必要がある。 ○「円滑な権限移譲のための国としての取組事項(案)」を実施しても、市町村が、高圧ガス保安法の施行に必要とされる化学・機械等の専門知識と都道府県規模の処理件数に裏打ちされた経験を有する専任者を、担当部局に継続的に配置することはできない。 ○専門知識を持たない職員が兼任事務の一つとして本法の施行事務を行う場合には、当該職員の時間的制約や実務経験の不足から、国や都道府県が支援措置を講じて、必要な専門知識や経験を十分に取得することは不可能。 高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入れ体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に進めた上で、指定都市に移譲する方向で検討中。「(事務・権限の移譲等に関する見直し方針について)」(平成25年12月20日閣議決定)
	5	2 第二種製造者に係る製造の届出の受付					
	16	1 第一種貯蔵所の設置の許可					
	17の2	1 第二種貯蔵所の設置の届出の受付					
	20の4	販売事業者の届出の受付					
	24の2	1 特定高圧ガスの消費の届出の受付					
	26	1 危害予防規程の制定又は変更の届出の受付					
	27の2	5 保安統括者等の選任又は解任の届出の受付					
	38	1 第一種製造者に係る製造等の許可の取消し又は停止の命令					
	38	2 第二種製造者に係る製造等の停止の命令					
	39	公共の安全維持等のための緊急措置					
61	1 製造者等からの報告の徴収						
62	1 事務所・営業所・工場等への立入検査						

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲又は付与先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲又は付与先についての理由、考え方
火薬類取締法	3	製造の許可(火工品等に限る)	都道府県	市町村	—	※	安全の低下を招かずに、一律に「市町村」に権限移譲を行なおうとする場合には、地域主権改革一括法で措置することを前提に、以下のすべての条件を満たした場合にのみ、下記の課題を踏まえ前向きに検討することが可能。 ○各都道府県規模で、全市町村の広域連合又は一部事務組合を構築することを義務づけること。(都道府県規模の処理件数を確保し、法施行事務を円滑に実施できる専任者を一定数確保できる体制とする。) ○化学・機械等の専門的知識を有する都道府県職員を、都道府県から継続的に出向させること。(市町村・消防で化学・機械の技官を採用しているところは限られており、継続的な出向が必要。) ※市町村に都道府県規模で広域連合・一部事務組合の設立を義務づけることが法的に不可能であれば、都道府県内の消防本部の単一化などにより、こうした体制が構築できたところから、地方自治法の特例制度を活用して市町村への権限移譲を進めるべき。 【市町村への権限移譲を行う際の課題】 ○火薬類取締法は、災害防止・公共の安全の確保を目的とする規制法。法施行能力の低下は、安全の低下に直結。 ○法律の適用範囲は、火薬を取り扱う者に限られ、住民にあまねく適用されるものではないため、市町村毎の事務量は大きくないが、法施行には化学・機械等の専門的知識が必要。 ○都道府県でも兼任者を含めて4人程度で行っている業務を市町村に小分けすると、各市町村では専任者を確保できない。処理件数が少なくなることによる経験不足と相まって、法施行に必要な専門的知識・経験が蓄積できない。 ○既に地方自治法に基づいて市町村に権限移譲したケースでも、規制する側(都道府県・市町村)、規制される側(火薬類取扱者)の双方から、法施行能力の低下への懸念の声。 ○仮に各市町村に専任者を置くこととすると、全国の専任者の数は何十倍にもふくらみ、行政効率は大きく低下。 ○また、火薬類の保安確保には、事業者との連携(緊急時の協力、防災訓練、保安講習活動)が重要であるが、市町村単位では事業者数が限られ活動が困難。 ○安全の低下なしに市町村への権限移譲を行うためには、法施行に必要な専門的知識と都道府県規模の処理件数に裏打ちされた経験を有する専任者を配置する必要がある。 ○「円滑な権限移譲のための国としての取組事項(案)」を実施しても、市町村が、火薬類取締法の施行に必要とされる化学・機械等の専門知識と都道府県規模の処理件数に裏打ちされた経験を有する専任者を、担当部局に継続的に配置することはできない。 ○専門知識を持たない職員が兼任事務の一つとして本法の施行事務を行う場合には、当該職員の時間的制約や実務経験の不足から、国や都道府県が支援措置を講じて、必要な専門知識や経験を十分に取得することは不可能。 火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入れ体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討中。(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定))
	5	販売営業の許可					
	8	製造又は販売の業の許可の取り消し					
	12	1 火薬庫の設置等の許可					
	17	1 火薬類の譲渡又は譲受の許可					
	25	1 火薬類の消費の許可					
	25	3 火薬類の消費の許可の取り消し					
	29	1 保安教育計画の認可					
	30	3 取扱責任者等の選任又は解任の届出の受付					
	35	1 保安検査の受験の届出の受理					
	42	製造業者(火工品等に限る)・販売業者等からの報告の徴収					
43	1 製造所・販売所・火薬庫等への立入検査						
45	災害の発生の防止等のための緊急措置						

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における 移譲又は付与先 ※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲又は付与先についての理由、考え方
消費生活用製品安全法	40	1 販売業者からの報告徴収	都道府県	市	市	○	
	41	1 販売事業者への立入検査					
	42	1 製品の提出命令					
電気用品安全法	45	1 販売事業者からの報告徴収	都道府県	市	市	○	
	46	1 販売事業者への立入検査					
	46の2	1 用品の提出命令					
ガス事業法	46	1 販売事業者からの報告徴収	都道府県	市	市	○	
	47	1 販売事業者への立入検査					
	47の2	1 用品の提出命令					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲又は付与先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲又は付与先についての理由、考え方
工場立地法	4 の 2 1	緑地面積率に係る条例による地域準則の策定 (条例制定)	指定都市	市	市	○	
	6 1	特定工場の新設の届出の受理					
	9 1	特定工場の設置に関する必要な事項の勧告					
	10 1	勧告に係る事項の変更命令					
中小小売商業振興法	4 1	商店街整備計画の認定	都道府県	市	市	○	
	4 2	店舗集団化計画の認定					
	4 3	共同店舗等整備計画の認定					
	4 6	商店街整備等支援計画の認定					
	13 1	報告の徴収					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲又は付与先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲又は付与先についての理由、考え方
砂利採取法	16	砂利採取時における採取計画の認可(本条に規定する河川管理者に係るものを除く、以下同じ)	都道府県	市	—	※	<p>安全の低下を招かず、一律に「市」に権限移譲を行おうとする場合には、資源・土木に通じ経験に裏打ちされた専任者の確保や、行政効率性や事業者の利便性の確保といった課題を解決することが不可欠であり、地域主権改革一括法で措置することを前提に、以下のすべての条件を満たした場合のみ、下記の課題を踏まえ前向きに検討することが可能。</p> <p>(1) 都道府県が、砂利採取法施行業務に関する研修・マニュアル等の作成・説明会等のほか、移譲後においても砂利採取計画の認可審査に際して相談を受け付けることや立入検査時の同行などのサポート等、丁寧な対応を行うこと。また都道府県がこのような知的支援及び人的支援(都道府県職員の出向等も一案)を行うことを約束すること。</p> <p>(2) 市の規模や事務処理能力等に応じ、例えば「政令指定都市」、「中核市」、「特例市」、「その他の市」に分けた段階的な移譲準備期間を設けること。また、この件につき内閣府と全自治体間で合意がなされること。更に、法制的に段階的移譲が可能になることを内閣府が確認すること。</p> <p>【市への権限移譲を行う際の課題】 ○砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害の防止を目的とする規制法、法施行能力の低下は、災害防止の低下に直結。 ○法律の適用範囲は、砂利の採取を行う事業者に限られ、住民にあまねく適用されるものではないため、市の事務量は大きくないが、法施行には、砂利の種類によって異なる採取方法、災害防止のための方法及び設備、汚濁水の処理方法等の専門的知識が必要。また、認可された採取計画が遵守されているか否かのチェック能力も必要。 ○都道府県でも専任者1名(兼任者を含めても8人程度)程度で行っている業務を市に小分けすると、各市では専任者も確保できない。処理件数が少なくなることによる経験不足と相まって、法施行に必要な専門的知識・経験が蓄積できない。 ○既に地方自治法に基づいて市に権限移譲したケースでも、規制する側(都道府県・市町村)、規制される側(砂利採取業者)の双方から、法施行能力の低下への懸念の声。 ○仮に各市に専任者を置くこととすると、全国の専任者の数は10倍以上にふくらみ、行政効率が大きく低下。 第4次一括法案が成立すれば指定都市に移譲されることとなる。</p>
	22	認可採取計画の変更の命令					
	23	1 砂利の採取の停止の命令					
	26	認可の取り消し又は砂利の採取の停止の命令					
	33	砂利採取事業者からの報告の徴収					
	34	2 砂利採取事業者への立入検査					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【生活・安全・産業振興分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲又は付与先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲又は付与先についての理由、考え方
採石法	33	岩石採取計画の認可	都道府県	市	—	※	<p>安全の低下を招かずに、一律に「市」に権限移譲を行おうとする場合には、資源・土木に通じ経験に裏打ちされた専任者の確保や、行政効率性や事業者の利便性の確保といった課題を解決することが不可欠であり、地域主権改革一括法で措置することを前提に、以下のすべての条件を満たした場合のみ、下記の課題を踏まえ前向きに検討することが可能。</p> <p>(1)都道府県が、採石法施行業務に関する研修・マニュアル等の作成・説明会等のほか、移譲後においても岩石採取計画の認可審査に際して相談を受け付けることや立入検査時の同行などのサポート等、丁寧で十分な対応を行うこと。また都道府県がこのような知的支援及び人的支援(都道府県職員の出向等も一案)を行うことを約束すること。</p> <p>(2)市の規模や事務処理能力等に応じ、例えば「政令指定都市」、「中核市」、「特例市」、「その他の市」に分けた段階的な移譲準備期間を設けること。また、この件につき内閣府と全自治体間で合意がなされること。更に、法制的に段階的移譲が可能になることを内閣府が法務省に確認すること。</p> <p>【市への権限移譲を行う際の課題】</p> <p>○採石法は、岩石の採取に伴う災害防止等を目的とする規制法。法施行能力の低下は、災害防止の低下に直結。</p> <p>○法律の適用範囲は、岩石の採取を行う事業者に限られ、住民にあまねく適用されるものではないため市毎の事務量は大きくないが、法施行には土木・資源工学等の専門的知識(岩石の種類によって異なる採取方法等採取計画の認可審査に要する知見等)が必要。</p> <p>○都道府県でも専任者1人(兼任者を含めても8人)程度で行っている業務を市に小分けすると、各市では専任者を確保できない。処理件数が少なくなることによる経験不足と相まって、法施行に必要な専門的知識・経験が蓄積できない。</p> <p>○既に地方自治法に基づいて市に権限移譲したケースでも、規制する側(都道府県・市町村)、規制される側(採石業者)の双方から、法施行能力の低下への懸念の声。</p> <p>○仮に各市に専任者を置くこととすると、全国の専任者の数は10倍以上にふくらみ、行政効率性は大きく低下。</p> <p>○大規模災害が発生した際には道路、河川、農地等の復旧にあたり複数の国・自治体の関係機関との多岐にわたる調整が必要。また事業者のみで災害復旧が不可能な場合、行政代執行により多額の財政負担が発生する。</p> <p>【事例】採石場内設置のたい積場の崩壊(平成14年1月：鳥取県) 崩落した土砂(推定約14万m³)が採石場前面に位置する一級河川を閉塞。県は、復旧費用等(総額約36億円)の大部分(約25億円)を行政代執行により支出。</p> <p>第4次一括法案が成立すれば指定都市に移譲されることとなる。</p>
	33 の 9	認可採取計画の変更の命令					
	33 の12	認可の取り消し又は岩石の採取の停止の命令					
	33 の13 1	災害の防止のための必要な措置等の命令					
	42 1	採石業者からの報告徴収、立入検査					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【第1次勧告の指摘事項と関連する法律】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における 移譲又は付与先 ※	付与先	見直し状況	
						可否	可否・付与先についての理由、考え方
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	82	1 液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収	都道府県	—	市	○	
	83	1 液化石油ガス器具等の販売事業者への立入検査					
	83の2	1 用品の提出命令					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況				
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方			
都市計画法	29	1 都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為の許可	特例市	市	—	△	市街化調整区域における開発行為については農地転用を伴うものが多い等、開発許可関係の事務については、農地転用許可(農林水産大臣、都道府県+事務処理委任市の事務)、社会福祉関係事務(都道府県、指定都市、中核市+事務処理委任市の事務)、建築基準法関係手続(建築主事設置市の事務)等の分野と一体的に扱うことが重要であり、これまではこうした関連領域を念頭に置きつつセットで分担を決めることが可能であったことから、他の分野と切り離された一律な移譲を行うこととすると、運用において混乱を招くおそれがある。			
	29	2 都市計画区域及び準都市計画区域外における開発行為の許可					また、開発行為等の制限は、財産権に対する重大な制約であり、また、私人の生命・財産の安全性に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と私人の財産権の制限との比較考量や技術的な審査を慎重かつ適切に行える者である都道府県知事の許可を要することとしており、これらの許可権等の市町村への移譲に当たっては、事務処理に必要とされる専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制の有無を考慮する必要があり、これらの能力を有するものとして一定の人口規模の市(指定都市・中核市・特例市)に権限を移譲しているところである。			
	43	1 市街化調整区域における開発区域外の建築等の許可					仮に一律に市に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま開発行為等の制限に関する事務を行わなければならないこと、許可審査は一定の専門知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、開発行為等の許可審査を行う機会が少ないと考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき私人の財産権の保護や生命・財産の安全性に著しい不利益を及ぼす可能性がある。			
	53	1 都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可					このため、こうした関連する他の全ての分野の事務について一体で市への権限移譲がなされ、かつ、市において適切な事務処理が行われる体制が確保されるのであれば、開発行為の許可等についても、勧告の方向で見直すことは可能である。			
	65	1 都市計画事業地内の建築等の許可					したがって、現時点においては、現行の事務処理特例制度により、市町村の規模能力や他の分野の法令に係る権限配分の状況等の地域の実情に即し都道府県知事が市町村と協議の上で移譲を行っていくことが適切である。			
	80	1 報告徴収等					市	○	建築等の行為の許可関係については○	「開発行為の許可」については、29条、43条の対応と同様
	81	1 許可の取消し等の監督処分								
	82	1 立入検査								
	59	1 市が行う都市計画事業の認可								
	59	4 特許事業者が行う都市計画事業の認可					都道府県	都市計画決定権者	—	×

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定			
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意			
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針			←	←	←	←			○ △	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	その他			←	←	←	←			○ △	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
区域区分				←	←	←	←			○ △	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
都市再開発方針等				←	←	←	←			○ △	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
地域 地区	用途地域(*2)	三大都市圏等(*3)	←	←	←	←	←	←	←	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1)(注2) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		その他	←	○ △				←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	特別用途地区(*2)	←	○ △				←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済		
	特定用途制限地域(*2)	←	○ △				←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済		
	特例容積率適用地区	三大都市圏等(*3)	←	←	←	←	←	←	←	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1)(注2) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		その他	←	○ △				←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方		
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定					
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意					
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意			
地域	高層住居誘導地区	三大都市圏等(*3)	←	←	←	○	△	←	←	←	○	△	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1)(注2) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		その他	←	○				←	○					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	高度地区(*2)		←	○				←	○					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	高度利用地区		←	○				←	○					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	特定街区		←	○				←	○					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	都市再生特別地区						○△						○△	
	防火地域・準防火地域		←	○				←	○					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	特定防災街区整備地区		←	○				←	○					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	景観地区(*2)		←	○				←	○					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	風致地区(*2)	面積10ha以上	←	←	←	←	○	△	←	←	←	○	△	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
その他		←	○					←	○				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
駐車場整備地区		←	○					←	○				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方	
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定				
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意				
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意		
地域 地区	臨港地区	特定重要港湾			← 指定特定重要港湾以外	○ △					○ △	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		重要港湾			←	○ △			←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		その他	←	○ △				←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	歴史的風土特別保存地区						○△					○△	
	緑地保全地域			←	←	二以上の市町村の区域にわたる場合 二以上の市町村の区域にわたらない場合	○ △		←	←	二以上の市町村の区域にわたる場合 二以上の市町村の区域にわたらない場合	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	特別緑地保全地区	面積10ha以上	←	←	←	二以上の市町村の区域にわたる場合 二以上の市町村の区域にわたらない場合	○ △		←	←	二以上の市町村の区域にわたる場合 二以上の市町村の区域にわたらない場合	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		その他	←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	(近郊緑地特別保全地区)			←	←	二以上の市町村の区域にわたる場合 二以上の市町村の区域にわたらない場合	○ △					○ △	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	緑化地域		←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	流通業務地区				←	○ △					←	○ △	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	生産緑地地区		←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	伝統的建造物群保存地区(*2)		←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	航空機騒音障害防止地区				○△						○ △		
	航空機騒音障害防止特別地区				○△						○ △		

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ◀:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ◀:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容	第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方	
	市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定				
	都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意				
	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意		
促進区域	市街地再開発促進区域	←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	住宅街区整備促進区域	←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	土地区画整理促進区域	←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
遊休土地転換利用促進地区	←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
被災市街地復興推進地域	←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方		
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定					
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意					
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意			
都市施設	一般国道					○△						○△		
	都道府県道	4車線以上			←	○△			←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		4車線未満			○△					○△				
	その他の道路	4車線以上	←		←	○△			←	○△				第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		4車線未満	←	○△					←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	自動車専用道路	高速自動車国道					○△						○△	
		その他			←	○△			←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	都市高速鉄道						○△						○△	
	駐車場		←	○△					←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	自動車ターミナル	一般	←		←	○△			←	○△				第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
専用		←	○△					←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

【「内閣府の整理」の欄の凡例】
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定			
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意			
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	
空港	第1種					○△					○△	
	第2種・第3種			←	←	○△			←	←	○△	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの					○△					○△	
	面積10ha以上	←	←	←	←	○△	←	←	←	←	○△	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
広場・墓園	面積10ha以上	←	←	←	←	○△	←	←	←	←	○△	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
その他公共空地		←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
水道	水道用水供給事業			○△					○△			
	その他	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
電気・ガス供給施設		←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容			第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方
			市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定			
			都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意			
			不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	
下水道	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域			○△					○ △			
		その他	←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	流域下水道				←	○ △			←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他		←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
都市施設	汚物処理場・ごみ焼却場				○△					○ △			
	その他		←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	地域冷暖房施設		←	○ △				←	○ △				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
河川	一級河川						○△					○△	
	二級河川				○△					○ △			
	準用河川		←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
運河				○△						○ △			

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

【「内閣府の整理」の欄の凡例】
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方		
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定					
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意					
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意			
都市施設	学校	大学・高専			○△			←	←	←	○△		第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1)	
		その他	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		図書館・研究施設等	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		病院・保育所等	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		市場・と畜場	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		火葬場	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		一団地の住宅施設	←			○△		←	←	←	○△		第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		2,000戸以上	←			○△		←	←	←	○△		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		2,000戸未満	←	○△				←	○△				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		一団地の官公庁施設					○△					○△		
		流通業務団地			←	○△				←	○△		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		電気通信事業用施設	←	○△					←	○△			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		防風・防火・防水・防雪及び砂防施設	←	○△					←	○△			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	防潮施設			←	○△			←	←	←	○△		第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、⇐:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市)、⇐:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方			
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定						
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意						
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意				
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超			←	○ △			←	○ △	←	○ △	←	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		面積50ha以下	←	○ △					←	○ △					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	新住宅市街地開発事業				←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	工業団地造成事業				←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	市街地再開発事業	面積3ha超			←	○ △			←	○ △	←	○ △	←	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		面積3ha以下	←	○ △					←	○ △					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	新都市基盤整備事業				←	○ △					←	○ △			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	住宅街区整備事業	面積20ha超			←	○ △			←	○ △	←	○ △	←	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		面積20ha以下	←	○ △					←	○ △					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	防災街区整備事業	面積3ha超			←	○ △			←	○ △	←	○ △	←	○ △	第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		面積3ha以下	←	○ △					←	○ △					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済

<一般市町村に係る見直し>

(○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村)) (○:現行(市)、△:現行(町村)) (←:見直し(市) ←:見直し(町村))

勧告より踏み込んで対応するもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施 ※:条件が付されているもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

都市計画の内容		第1次勧告					都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等					可否・移譲先についての理由、考え方
		市町村決定		都道府県決定			市町村決定		都道府県決定			
		都道府県知事の同意		大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意			
		不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*1)のみ同意	同意	
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域			←	○ △			←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	工業団地造成事業予定区域			←	○ △			←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	新都市基盤整備事業予定区域			←	○ △			←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域			←	○ △			←	○ △		第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲(注1) 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	一団地の官公庁施設予定区域									○△		
	流通業務団地予定区域			←	○ △			←	○ △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
地区計画等	地区計画	←	○(*4) △					←	○(*4) △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	防災街区整備地区計画	←	○(*4) △					←	○(*4) △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	歴史的風致維持向上地区計画		○(*4) △					←	○(*4) △		第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	沿道地区計画	←	○(*4) △					←	○(*4) △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	集落地区計画	←	○(*4) △					←	○(*4) △		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	

- *1 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域又は人口三十万以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域等のうち国土交通大臣の指定する区域
- *2 準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定(法的効果を同じくする都市計画区域における都市計画と同様)
- *3 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- *4 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定

◎ 本表は、都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く

(注1)
 第1次勧告では、都道府県からの権限移譲について市と町村が区別されているところであるが、都市計画の権限配分について、市と町村に区別はないことから、市のみならず町村に対しても権限を移譲することとする。(地方公共団体の意見を聴く必要があるものと思料。)

(注2)
 市町村に権限移譲を行うこととするが、東京が一体的な都市として特別区の行政区界とは関係なく用途地域等の指定がなされているにもかかわらず、市と同様に特別区に権限を移譲することについて懸念がある。(東京都の意見を聴く必要があるものと思料。)

<指定都市に係る見直し>

(○:現行、←:見直し)

(○:現行、←:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

都市計画の内容		第1次勧告															可否・移譲先についての理由、考え方				
		指定都市決定									都道府県決定										
		都道府県知事の同意			大臣の同意			大臣の同意			都道府県知事の同意			大臣の同意					大臣の同意		
		不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	不要	同意	特定区域(+1)のみ同意			不要	同意	特定区域(+1)のみ同意
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに国の利害に重大な関係がある都市計画の決定の方針				←															○	指定都市においては、行政区域界にかかわらず広域的に市街地が広がっており、そのような実態にかんがみて都市計画区域が設定されている。したがって、そうした都市計画区域全体を対象とする方針(都市計画区域マスタープラン)についても、一の市町村の区域を越える広域的な観点から都道府県が定める必要がある。 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済。
	その他				←															○	
区域区分					←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
都市再開発方針等					←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
用途地域(*2)	三大都市圏等(*3)				←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他				←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
地域地区	特別用途地区(*2)				←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	特定用途制限地域(*2)				←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
特例容積率適用地区	三大都市圏等(*3)				←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他				←															○	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済

<指定都市に係る見直し>

(○:現行、←:見直し)

(○:現行、←:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

[[内閣府の整理]の欄の凡例]
各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

都市計画の内容		第1次勧告														可否・移譲先についての理由、考え方			
		指定都市決定						都道府県決定						見直し内容					
		都道府県知事の同意		大臣の同意				大臣の同意		都道府県知事の同意		大臣の同意							
		不要	同意	不要	特定区域(*)のみ同意	同意	不要	特定区域(*)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*)のみ同意	同意	不要			特定区域(*)のみ同意	同意
地域 地区	臨港地区	特定重要港湾			←	○												関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		重要港湾	←			○				←								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		その他	←	○						←	○							関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	歴史的風土特別保存地区							○											
	緑地保全地域		←				○				←								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	特別緑地保全地区	面積10ha以上	←				○				←								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		その他	←	○						←	○								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	(近郊緑地特別保全地区)		←					○											関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	緑化地域		←	○							←	○							関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	流通業務地区		←				○				←								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	生産緑地地区		←	○							←	○							関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	伝統的建造物群保存地区(*2)		←	○							←	○							関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	航空機騒音障害防止地区		←	○							←	○							関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	航空機騒音障害防止特別地区		←	○							←	○							関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済

<指定都市に係る見直し>

(○:現行、←:見直し)

(○:現行、←:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

[[内閣府の整理]の欄の凡例]
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

都市計画の内容	第1次勧告														都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等														
	指定都市決定							都道府県決定							指定都市決定							都道府県決定							可否・移譲先についての理由、考え方
	都道府県知事の同意		大臣の同意					都道府県知事の同意		大臣の同意					都道府県知事の同意		大臣の同意												
	不要	同意	不要	特定区域(※)のみ同意		同意	不要	特定区域(※)のみ同意		同意	不要	同意	不要	特定区域(※)のみ同意		同意	不要	特定区域(※)のみ同意		同意									
促進区域	市街地再開発促進区域	←	○																		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済								
	住宅街区整備促進区域	←	○																		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済								
	土地区画整理促進区域	←	○																		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済								
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	←	○																		関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済								
遊休土地転換利用促進地区	←	○																			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済								
被災市街地復興推進地域	←	○																			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済								

<指定都市に係る見直し>

(○:現行、←:見直し)

(○:現行、←:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

[[内閣府の整理]の欄の凡例]
各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

Table with columns for '都市計画の内容' (Urban Plan Content), '第1次勧告' (1st Recommendation), '見直し内容' (Revision Content), and '可否・移譲先についての理由、考え方' (Reasons and Considerations for Approval/Transfer). Rows include '一般国道', '都道府県道', 'その他の道路', '自動車専用道路', '都市高速鉄道', '駐車場', and '自動車ターミナル'.

<指定都市に係る見直し>










(○:現行、:見直し)

(○:現行、:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

[[「内閣府の整理」の欄の凡例]
各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

都市計画の内容		都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等															可否・移譲先についての理由、考え方			
		第1次勧告									見直し内容									
		指定都市決定					都道府県決定				指定都市決定			都道府県決定						
		都道府県知事の同意		大臣の同意			大臣の同意				都道府県知事の同意		大臣の同意		大臣の同意					
不要	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意				
空港	第1種																			
	第2種・第3種									○										関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他		○																	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
公園・緑地	国が設置する面積10ha以上のもの																			
	面積10ha以上																			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他		○																	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
広場・墓園	面積10ha以上																			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	その他		○																	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
その他公共空地			○																	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
水道	水道用水供給事業																			
	その他		○																	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
電気・ガス供給施設			○																	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済

<指定都市に係る見直し>










(○:現行、:見直し)

(○:現行、:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

[[内閣府の整理]の欄の凡例]
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

都市計画の内容			第1次勧告															可否・移譲先についての理由、考え方			
			指定都市決定						都道府県決定			見直し内容									
			都道府県知事の同意		大臣の同意				大臣の同意			都道府県知事の同意		大臣の同意					大臣の同意		
			不要	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意		同意		
都市施設	下水道	排水区域が二以上の市町村の区域							○								○		/		
		その他		○																関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
		流域下水道									○										関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
		その他		○																	
	汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設		○															関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済		
		その他		○																関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済	
	地域冷暖房施設			○															関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済		
	河川	一級河川																○		/	
		二級河川		○(*5)															関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済		
		準用河川		○																	関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
運河			○															関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済			

<指定都市に係る見直し>

(○: 現行、←: 見直し)

(○: 現行、←: 見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

[[「内閣府の整理」の欄の凡例]
各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
◎: 勧告以上の見直し ○: 勧告どおりの見直し △: 勧告の一部実施

都市計画の内容		第1次勧告														都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等														
		指定都市決定							都道府県決定							指定都市決定							都道府県決定							可否・移譲先についての理由、考え方
		都道府県知事の同意		大臣の同意					都道府県知事の同意		大臣の同意					都道府県知事の同意		大臣の同意												
		不要	同意	不要	特定区域(*)のみ同意	同意	同意	同意	不要	特定区域(*)のみ同意	同意	同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(*)のみ同意	同意	同意	同意	不要	特定区域(*)のみ同意	同意	同意						
都市施設	学校	大学・高专	←	○																					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済					
	学校	その他	←	○																					関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済					
	図書館・研究施設等		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
	病院・保育所等		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
	市場・と畜場		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
	火葬場		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
	一団地の住宅施設	2,000戸以上	←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
		2,000戸未満	←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
	一団地の官公庁施設							○																						
	流通業務団地		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
	電気通信事業用施設		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
	防風・防火・防水・防雪及び砂防施設		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済				
防潮施設		←	○																						関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済					

<指定都市に係る見直し>












(○:現行、:見直し)

(○:現行、:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの

勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

[[内閣府の整理]の欄の凡例]
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

都市計画の内容		第1次勧告														都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等																					
		指定都市決定							都道府県決定							見直し内容							指定都市決定							都道府県決定							可否・移譲先についての理由、考え方
		都道府県知事の同意			大臣の同意				大臣の同意				都道府県知事の同意			大臣の同意				都道府県知事の同意			大臣の同意														
		不要	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	不要										
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超																									関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済										
		面積50ha以下		○																							関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済										
	新住宅市街地開発事業																											関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
	工業団地造成事業																											関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
	市街地再開発事業	面積3ha超																										関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
		面積3ha以下		○																								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
	新都市基盤整備事業																											関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
	住宅街区整備事業	面積20ha超																										関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
		面積20ha以下		○																								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
	防災街区整備事業	面積3ha超																										関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									
		面積3ha以下		○																								関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済									















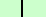




<指定都市に係る見直し>

(○:現行、:見直し)

(○:現行、:見直し)

勧告より踏み込んで対応するもの
 勧告通りの対応をとることにより問題が生じる懸念があるもの

「内閣府の整理」の欄の凡例
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ◎:勧告以上の見直し ○:勧告どおりの見直し △:勧告の一部実施

都市計画の内容		第1次勧告														都市計画決定権限の移譲及び関与の見直しの可否等
		指定都市決定						都道府県決定						見直し内容		可否・移譲先についての理由、考え方
		都道府県知事の同意			大臣の同意			大臣の同意			都道府県知事の同意			大臣の同意		
		不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	不要	同意	不要	同意	特定区域(+1)のみ同意	
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域			○									○			
	工業団地造成事業予定区域			○									○			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	新都市基盤整備事業予定区域			○									○			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域			○									○			関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	一団地の官公庁施設予定区域							○						○		
	流通業務団地予定区域			○										○		
地区計画等	地区計画		○(*6)									○(*6)				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	防災街区整備地区計画		○(*6)									○(*6)				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	歴史的風致維持向上地区計画		○(*6)									○(*6)				第1次勧告よりも踏み込んで権限を移譲 関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	沿道地区計画		○(*6)									○(*6)				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済
	集落地区計画		○(*6)									○(*6)				関与のあり方については地方分権改革推進計画により調整済

- * 1 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域又は人口三十万以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域等のうち国土交通大臣の指定する区域
- * 2 準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定(法的効果を同じとする都市計画区域における都市計画と同様)
- * 3 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- * 4 指定都市が決定するのは、首都高速道路、阪神高速道路、指定都市高速道路以外のものに限る(注:一般国道及び高速自動車国道の決定権限・関与との整合性を図る観点からの検討が必要。)
- * 5 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限る
- * 6 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定

◎ 本表は、都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
流通業務市街地の整備に関する法律	5	1	流通業務地区における施設建設等の許可	中核市	市	市	○	
	6	1	違反施設の移転、除却等の命令					
都市緑地法	8	1	緑地保全地域における行為の届出	中核市	市	市	○	
	8	2	緑地保全地域における行為の禁止、制限、命令					
	9	1	原状回復命令(緑地保全地域)					
	11	1	報告徴収(緑地保全地域)					
	11	2	立入検査(緑地保全地域)					
	14	1	特別緑地保全地区における行為の許可					
	15		原状回復命令(特別緑地保全地区)					
19		報告徴収、立入検査(特別緑地保全地区)						
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	21	1	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可	特例市	市	市	○	
	21	6	原状回復命令、除却命令等					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況		
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方	
土地区画整理法	76	1	特例市	市	市	○		
		土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可						
	76	4						
		土地区画整理事業施行地区内の土地の形質の変更等の許可に係る原状回復等の命令						
	4	1	特例市	市	—	×	土地区画整理事業の事業計画・換地計画の認可は、都市計画事業の認可と同様に、強度に私権を制限する権能が施行者に付与されるものであるため、地域の利害と一定の距離を置いた第三者である都道府県知事がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要である。 (なお、土地区画整理事業の事業計画の認可は、都市計画事業の認可とみなされるものであるため、都市計画事業の認可と異なる仕組みとすることは困難である。)	
		個人施行による土地区画整理事業の認可						
	14	1						土地区画整理組合の設立認可
	14	3						事業計画の認可
	51の2	1						区画整理会社施行による土地区画整理事業の認可
	86	1						換地計画の認可
124		個人施行による土地区画整理事業に対する監督						
125		土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業に対する監督						
125の2		区画整理会社の施行する土地区画整理事業に対する監督						

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
都市再開発法	7の4 1	市街地再開発促進区域内における建築の許可	特例市	市	市	○	
	7の5 1	市街地再開発促進区域内における建築許可違反に対する違反是正措置命令					
	66 1	事業施行地区内における建築行為等の許可					
	66 4	事業施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令					
	7の9 1	個人施行に係る第一種市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	指定都市	—	×	市街地再開発事業の事業計画・権利変換計画の認可は、都市計画事業の認可と同様に、強度に私権を制限する権能が施行者に付与されるものであるため、地域の利害と一定の距離を置いた第三者である都道府県知事がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要である。 (なお、市街地再開発事業の事業計画の認可は、都市計画事業の認可とみなされるものであるため、都市計画事業の認可と異なる仕組みとすることは困難である。)
	11 1	市街地再開発組合の設立の認可					
	11 3	事業計画の認可					
	50の2 1	再開発会社の規準及び事業計画の認可					
	72 1	権利変換計画の認可					
	124 3	個人、組合、再開発会社に対する措置命令					
	124の2	個人施行者に対する監督					
	125	市街地再開発組合に対する監督					
	125の2	再開発会社に対する監督					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	7	1	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可	特例市	市	市	○	
	26	1	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可					
	67	1	住宅街区整備事業の施行区域内における土地の形質の変更等の許可					
	104		建築行為等に係る原状回復命令、除却命令等					
	33	1	個人施行による住宅街区整備事業の認可	特例市	市	—	×	住宅街区整備事業の事業計画・換地計画の認可は、都市計画事業の認可と同様に、強度に私権を制限する権能が施行者に付与されるものであるため、地域の利益と一定の距離を置いた第三者である都道府県知事がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要である。 (なお、住宅街区整備事業の事業計画の認可は、都市計画事業の認可とみなされるものであるため、都市計画事業の認可と異なる仕組みとすることは困難である。)
	37	1	住宅街区整備組合の設立の認可					
	72	1	換地計画の認可					
	96		個人、住宅街区整備組合等に対する監督					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
被災市街地復興特別措置法	7	1	被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	特例市	市	市	○	
	7	5	原状回復命令、除却命令等					
住宅地区改良法	9	1	地区内における建築行為等の許可	特例市	市	市	○	
	9	4	土地の原状回復、建築物等の除却等の命令					
マンションの建替えの円滑化等に関する法律	9	1	マンション建替組合設立の認可	特例市	市	市	○	
	45	1	個人が施行するマンション建替事業の認可					
	57	1	権利変換計画の認可					
	98		マンション建替組合に対する監督					
	99		個人施行者に対する監督					
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	12	1	特定路外駐車場の設置の届出の受理	特例市	市	市	○	
	12	3	基準適合の命令					
	53	2	報告及び立入検査					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
宅地造成等規制法	3	1 宅地造成工事規制区域の指定	特例市	市	—	△	<p>都市計画法第29条における開発行為の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については、宅地造成等規制法における宅地造成に関する許可が不要となる等、宅地造成に関する工事の許可やそれに係る区域の指定等は都市計画法第29条における開発行為の許可との一体的な運用が求められる。</p> <p>また、宅地造成に関する工事の許可やそれに係る区域の指定等は、財産権に対する重大な制約であり、また、私人の生命・財産の安全性に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と私人の財産権の制限との比較考量や技術的な審査を慎重かつ適切に行える者である都道府県知事の許可を要することとしている。</p> <p>これらの許可権等の市町村への移譲に当たっては、事務処理に必要とされる専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制の有無を考慮する必要があり、これらの能力を有するものとして一定の人口規模の市(指定都市・中核市・特例市)に権限を移譲しているところである。</p> <p>仮に一律に市に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま宅地造成に関する工事の許可やそれに係る区域の指定等に関する事務を行わなければならないこと、許可審査等は一定の専門知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、宅地造成に関する工事等の許可審査等を行う機会が少なく考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき私人の財産権の保護や生命・財産の安全性に著しい不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>このため、都市計画法第29条における開発許可及び関連する他の全ての分野の事務について一律に市への権限移譲がなされ、かつ、市において適切な事務処理が行われる体制が確保されるのであれば、宅地造成に関する工事の許可やそれに係る区域の指定等についても、勧告の方向で見直すことは可能である。</p> <p>したがって、現時点においては、現行の事務処理特例制度により、市町村の規模能力等に依りて、地域の事情に即し都道府県知事が市町村と協議の上で移譲を行っていくことが適切である。</p>
	8	1 宅地造成に関する工事の許可					
	14	1 宅地造成に関する工事の許可の取消し					
	17	1 改善命令					
	18	1 立入検査					
	19	報告徴収					
駐車場法	12	路外駐車場の設置及び変更の届出の受理	特例市	市	市	○	
	13	1 管理規程の届出の受理					
	13	4 管理規程の届出の変更の受理					
	14	路外駐車場の全部又は一部の供用の休廃止等の届出の受理					
	18	1 報告徴収、立入検査等					
	19	路外駐車場の構造等の是正命令					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況		
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方	
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	197	1	特例市	市	市	○		
	197	4						防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可
	283	1						防災街区整備事業の施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令
	283	3						施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可
	283	3	許可の取消し等の監督処分、立入検査等	都道府県	指定都市	—	×	防災街区整備事業の事業計画・権利変換計画の認可は、都市計画事業の認可と同様に、強度に私権を制限する権能が施行者に付与されるものであるため、地域の利害と一定の距離を置いた第三者である都道府県知事がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要である。 (なお、防災街区整備事業の事業計画の認可は、都市計画事業の認可とみなされるものであるため、都市計画事業の認可と異なる仕組みとすることは困難である。)
	122	1	個人施行による防災街区整備事業の認可					
	136	1	防災街区整備事業組合の設立の認可					
	136	3	防災街区整備事業組合による事業計画の認可					
	165	1	事業会社による防災街区整備事業の認可					
	204	1	権利変換計画の認可					
	269		個人施行者に対する監督					
	270		防災街区整備事業組合に対する監督					
	271		事業会社に対する監督					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告におけ る移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
住宅地区改良法	9	1	地区内における建築行為等の許可	特例市	市	市	○	
	9	4	土地の原状回復、建築物等の除却等の命令					
マンションの建替え の円滑化等に関する法律	9	1	マンション建替組合設立の認可	特例市	市	市	○	
	45	1	個人が施行するマンション建替事業の認可					
	57	1	権利変換計画の認可					
	98		マンション建替組合に対する監督					
	99		個人施行者に対する監督					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	2	1 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	中核市	市	市	○	
	8	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る報告の徴収					
	10	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る改善命令					
	11	1 供給計画の認定の取消し					
高齢者の居住の安定確保に関する法律	30	1 高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定	中核市	市	—	△	<p>高齢社会の急速な進行を背景として、高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)をはじめとする高齢者の住まいの確保は、国の重要な政策課題であり、国土交通大臣・厚生労働大臣の指示のもと、両省の関係部局の共同チームを設置し、その供給の拡大に係る施策を実施している。</p> <p>両省共管の法律である高齢者の居住の安定確保に関する法律では、都道府県は高齢者居住安定確保計画を定めることができることとなっており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標 ・当該目標を達成するために必要な、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項 <p>等々を定めることとなっている。</p> <p>よって、賃貸住宅及び老人ホームの供給については、住宅部局・福祉部局の連携によって整合性をもって進めていく必要があるが、このうち、老人ホームに関しては、特別養護老人ホーム・養護老人ホームの設置の認可、有料老人ホームの設置の届出等、設置に係る手続きを都道府県が実施しており、高優賃の供給計画の認定事務も同様とすることが必要である。</p> <p>また、高優賃が立地すると他市から居住者が移動してくることが想定され、介護保険財政等への影響が一市町村の範囲にとどまらない。このため、仮に高優賃の供給計画の認定事務を市へ一律に移譲した場合、当該高優賃に居住する高齢者に係る介護保険給付等の増加を懸念して、認定を抑制的に行う市が多いことが考えられ、高齢者の住まいの供給拡大という国の政策の後退を招くことになりかねない。</p> <p>このように、高齢者の居住に密接に関連する福祉施策とも整合性をとって制度設計を行っていくべき事項である中、本認定事務のみを一律に権限移譲を行うのは不適切である。したがって、権限委譲を希望する市町村に対しては、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づいて権限委譲を行えることとする現行制度を変更する必要性に乏しい。</p> <p>なお、賃貸住宅市場の形成は都市部と地方部で大きな隔りがある中、高優賃の供給計画の認定事務を一律に市へ移譲する場合、認定件数がほとんど見込まれない小規模な市においても予め審査体制の整備などを行う必要が生じないため非効率である。</p> <p>また、終身建物賃貸借事業の認可権限についても、高齢者の住まいに関する施策として上記事務と一体的に進める必要がある。</p> <p>したがって、全国一律に市に権限を委譲することは適切でなく、現行制度どおり、都道府県事務とすることが適切であると考えられるが、福祉施策との整合性が確保されれば、勧告に従うことも可能であり、上記共同チームの中での制度的な対応に係る議論の中で、地域主権改革の趣旨も踏まえ、高優賃の供給計画の認定事務及び終身建物賃貸借事業の認可事務のあり方について、検討して参りたい。</p>
	37	高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る報告の徴収					
	39	高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る改善命令					
	40	1 供給計画の認定の取消し					
	56	終身建物賃貸借事業の認可					
	70	認可事業者からの報告の徴収					
	72	改善命令					
	73	事業の認可の取消し					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○：勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △：勧告の一部実施 ※：条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告におけ る移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
公有地の拡大の推 進に関する法律	4	1 都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する 場合の届出の受理	中核市	市	市	○	
	5	1 土地買取り希望の申し出の受理					
	6	1 土地買取りの協議を行う地方公共団体等の 決定及びその旨の通知					
	6	3 土地買取りの協議を行う地方公共団体等 のない旨の通知					

※ 指定都市：指定都市 中核市：指定都市、中核市 特例市：指定都市、中核市、特例市 市：指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村：すべての市町村

【まちづくり・土地利用規制分野】

<設置市町村の範囲を見直すべき機関等>

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

組織	法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における見直し案	移譲先	見直し状況	
								可否	可否・移譲先についての理由、考え方
景観行政団体	景観法	7	1	市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意	—	同意の廃止	—	○	
特定行政庁	建築基準法	4	3	建築主事の設置に係る都道府県知事の協議、同意	—	同意の廃止	—	×	<p>○浄化槽法に基づく設置時の届出を特定行政庁に経路する事務など、都道府県に事務処理を義務づけることとなるため、同意は必要である。</p> <p>○都道府県と市町村で要綱などを含め建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要がある。</p> <p>○平成11年の分権一括法により、同意付協議であることを明確にするため、「同意」が追加されたものである。</p>
		97 の2	2	市町村の建築主事の設置の特例に係る都道府県知事の協議、同意					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【公害規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条 項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
						可否	可否・移譲先についての理由、考え方
大気汚染防止法	6	1	ばい煙発生施設の設置の届出の受理	中核市等	特例市 (事務の実施が 困難な特例市を 除く)	△	原則として特例市へ移譲する。 ただし、関係地方公共団体に対して調査を行った結果、測定器等機材の不足や専門知識を備えた職員が不足しているなどの理由により権限移譲は困難であるとの回答を寄せる特例市も多く存在した。 このため、事務の実施が困難な特例市については、当分の間、移譲は行わないこととする。 なお、すべての特例市に事務を移譲するとした場合、助言等を実施するだけでなく、測定機器等の機材、専門知識を備えた人員の確保及びそのための確実な財源の措置等が必要になるが、そのための費用の確保等の対応を個別省庁ごとに行うことは極めて困難であると思われる。
	9		届出されたばい煙発生施設の計画変更命令				
	9の2		届出された特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令				
	14	1	ばい煙発生施設に対する改善命令等				
	14	3	特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令	中核市			
	17の4	1	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理				
	17の7		届出された揮発性有機化合物排出施設の計画変更命令				
	17の10		揮発性有機化合物排出施設に対する改善命令等	中核市等	特例市	○	
	18	1	一般粉じん発生施設の設置の届出の受理				
	18の4		一般粉じん発生施設の基準適合命令等				
	18の6	1	特定粉じん発生施設の設置の届出の受理				
	18の8		届出された特定粉じん発生施設の計画変更命令				
	18の11		特定粉じん発生施設に対する改善命令等				
	18の15	1	特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理				
	18の16		特定粉じん排出等作業の計画変更命令				
18の18		特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令等	中核市等	特例市 (事務の実施が 困難な特例市を 除く)	△	原則として特例市へ移譲する。 ただし、関係地方公共団体に対して調査を行った結果、測定器等機材の不足や専門知識を備えた職員が不足しているなどの理由により権限移譲は困難であるとの回答を寄せる特例市も多く存在した。 このため、事務の実施が困難な特例市については、当分の間、移譲は行わないこととする。 なお、すべての特例市に事務を移譲するとした場合、助言等を実施するだけでなく、測定機器等の機材、専門知識を備えた人員の確保及びそのための確実な財源の措置等が必要になるが、そのための費用の確保等の対応を個別省庁ごとに行うことは極めて困難であると思われる。	
22	1	大気の汚染の状況の常時監視					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【公害規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
大気汚染防止法	26	1	報告の要求及び立入検査(一般粉じん発生施設に係るもの)	中核市等	特例市	特例市	○	
			報告の要求及び立入検査(上記以外のもの)			特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)	△	原則として特例市へ移譲する。 ただし、関係地方公共団体に対して調査を行った結果、測定器等機材の不足や専門知識を備えた職員が不足しているなどの理由により権限移譲は困難であるとの回答を寄せる特例市も多く存在した。 このため、事務の実施が困難な特例市については、当分の間、移譲は行わないこととする。 なお、すべての特例市に事務を移譲とした場合、助言等を実施するだけでなく、測定機器等の機材、専門知識を備えた人員の確保及びそのための確実な財源の措置等が必要になるが、そのための費用の確保等の対応を個別省庁ごとに行うことは極めて困難であると思われる。
	附 10	指定物質排出施設に対する排出抑制勧告	特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)			△	原則として特例市へ移譲する。 ただし、関係地方公共団体に対して調査を行った結果、測定器等機材の不足や専門知識を備えた職員が不足しているなどの理由により権限移譲は困難であるとの回答を寄せる特例市も多く存在した。 このため、事務の実施が困難な特例市については、当分の間、移譲は行わないこととする。 なお、すべての特例市に事務を移譲とした場合、助言等を実施するだけでなく、測定機器等の機材、専門知識を備えた人員の確保及びそのための確実な財源の措置等が必要になるが、そのための費用の確保等の対応を個別省庁ごとに行うことは極めて困難であると思われる。	
	附 11	指定物質排出施設に対する報告の要求	特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)			△	原則として特例市へ移譲する。 ただし、関係地方公共団体に対して調査を行った結果、測定器等機材の不足や専門知識を備えた職員が不足しているなどの理由により権限移譲は困難であるとの回答を寄せる特例市も多く存在した。 このため、事務の実施が困難な特例市については、当分の間、移譲は行わないこととする。 なお、すべての特例市に事務を移譲とした場合、助言等を実施するだけでなく、測定機器等の機材、専門知識を備えた人員の確保及びそのための確実な財源の措置等が必要になるが、そのための費用の確保等の対応を個別省庁ごとに行うことは極めて困難であると思われる。	

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【公害規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
ダイオキシン類対策特別措置法	12	1	特定施設の設置の届出の受理	中核市	特例市	特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)	△	原則として特例市へ移譲する。 ただし、関係地方公共団体に対して調査を行った結果、測定器等機材の不足や専門知識を備えた職員が不足しているなどの理由により権限移譲は困難であるとの回答を寄せる特例市も多く存在した。 このため、事務の実施が困難な特例市については、当分の間、移譲は行わないこととする。 なお、すべての特例市に事務を移譲とした場合、助言等を実施するだけでなく、測定機器等の機材、専門知識を備えた人員の確保及びそのための確実な財源の措置等が必要になるが、そのための費用の確保等の対応を個別省庁ごとに行うことは極めて困難であると思われる。
	15		届出された特定施設の計画変更命令					
	16		届出された総量規制基準適用事業場の計画変更命令					
	22	1	特定施設に対する改善命令・一時停止命令					
	22	3	総量規制基準適用事業場に対する改善等の命令					
	26	1	ダイオキシン類による汚染状況の常時監視					
	27	1	ダイオキシン類による汚染状況の調査測定					
	34	1	特定施設に関する報告の要求と特定事業場への立入検査					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【公害規制分野】

【「内閣府の整理」の欄の凡例】
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における 移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
特定工場における 公害防止組織の 整備に関する法律	3	3	公害防止統括者の選任・解任の届出の受理 (一般粉じん発生施設に係るもの)	中核市	特例市	特例市	○	対象施設に係る規制法令(大気汚染防止法等)における事務の扱いに準じる。
			公害防止統括者の選任・解任の届出の受理 (上記以外のもの)			特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)	△	
	4	3	公害防止管理者の選任・解任の届出の受理 (法第3条第3項を準用)(一般粉じん発生施設に係るもの)			特例市	○	
			公害防止管理者の選任・解任の届出の受理 (法第3条第3項を準用)(上記以外のもの)			特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)	△	
	5	3	公害防止主任管理者の選任・解任の届出の受理 (法第3条第3項を準用)(一般粉じん発生施設に係るもの)			特例市	○	
			公害防止主任管理者の選任・解任の届出の受理 (法第3条第3項を準用)(上記以外のもの)			特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)	△	
	10		公害防止統括者等の解任命令(一般粉じん発生施設に係るもの)			特例市	○	
			公害防止統括者等の解任命令(上記以外のもの)			特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)	△	
	11	1	特定事業者に対する、公害防止統括者等の職務実施状況の報告要求及び立入検査(一般粉じん発生施設に係るもの)			特例市	○	
			特定事業者に対する、公害防止統括者等の職務実施状況の報告要求及び立入検査(上記以外のもの)			特例市 (事務の実施が困難な特例市を除く)	△	

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【公害規制分野】

〔「内閣府の整理」の欄の凡例〕
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
浄化槽法	5	1	浄化槽の設置等の届出の受理	保健所設置市	市	—	×	<p>権限移譲にあたっては、一律に市に権限委譲することは適当でない。</p> <p>○ 権限移譲により、行政組織として非効率になる 一律で市に権限を移譲した場合、市毎に設置基数が大きくなればつきがあるにも関わらず、それぞれの市に浄化槽に関する技術者が必要となり、全体で浄化槽行政に必要な技術者数が増加するとともに、都道府県においては引き続き町村での監督を行うための担当部局・技術者の確保が必要であり、行政全体としての人員配置上非効率な体制となる。</p> <p>また、権限移譲を既に行っている市の中には、財政上の制約から専門の技術者を置くことができず、不適切な維持管理状態にある浄化槽の排水を是正できないなど、環境への悪影響が懸念される。</p> <p>なお、環境省から都道府県を通じ市町村に行ったアンケート調査では、権限移譲を望まない市の多くから、現状のまま権限が移譲された場合、人と財源不足のため技術者を置くことができず、行政として適切な業務の遂行が不可能であるとの回答を得ている。</p> <p>○ 現行の行政、検査機関、維持管理業者との連携の再構築 法定検査の受検率向上を図る上で、都道府県(届出や監督)、指定検査機関(法定検査の実施)、維持管理業者(浄化槽の保守・点検、清掃)の連携協力が不可欠であるが、都道府県の権限を一律に基礎自治体に委譲した場合、市域を越える指定検査機関、維持管理業者と、基礎自治体との協力体制の構築に支障が生じるとともに、維持管理業者の負担増大に繋がるおそれがある。</p>
	5	2	浄化槽の設置等の計画に係る勧告					
	5	4	届出の内容が相当であると認める旨の通知					
	7	2	設置後等の水質検査実施報告の受理					
	7の2	1	設置後等の水質検査についての指導及び助言					
	7の2	2	設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告					
	7の2	3	設置後等の水質検査についての措置命令					
	11	2	定期検査実施報告の受理					
	11の2		廃止の届出の受理					
	12	1	助言、指導又は勧告					
	12	2	改善命令又は使用停止命令					
	12の2	1	水質の定期検査についての指導及び助言					
	12の2	2	水質の定期検査を受けるべき旨の勧告					
	12の2	3	水質の定期検査についての措置命令					
	53	1	報告徴収					
53	2	立入検査及び質問						

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

【公害規制分野】

【「内閣府の整理」の欄の凡例】
 各府省の対応内容を以下のように分類・整理したもの
 ○: 勧告どおりの見直し(勧告以上の見直しも含める)
 △: 勧告の一部実施 ※: 条件が付されているもの

法令名	条	項	事務内容	現在の状況※ (大都市等)	第1次勧告における移譲先※	移譲先	見直し状況	
							可否	可否・移譲先についての理由、考え方
環境基本法	16	2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	都道府県	市	市 (「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」に係るものを除く)	△	「騒音に係る環境基準」の地域類型の指定については、全市に移譲する。 一方、「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域類型の指定については、その騒音の影響が複数の市又は都道府県に及び広域的な観点から実施されるべきものであるため、引き続き都道府県において行うことが必要である。
騒音規制法	3	1	規制地域の指定	特例市	市	市	○	
	4	1	規制基準の設定					
	18	1	自動車騒音の状況の常時監視	特例市等				
振動規制法	3	1	規制地域の指定	特例市	市	市	○	
	4	1	規制基準の設定					
悪臭防止法	3		規制地域の指定	特例市	市	市	○	
	4	1	規制基準の設定					

※ 指定都市: 指定都市 中核市: 指定都市、中核市 特例市: 指定都市、中核市、特例市 市: 指定都市、中核市、特例市を含む市 市町村: すべての市町村

○重点行政分野の抜本見直しに係る対応 【内閣府関係】

第1次勧告	対応		対応の理由、考え方
	可否	具体的内容	
<p>【防災】</p> <p>○ 災害時における自衛隊の派遣については、緊急時における速やかな情報伝達を確保し、迅速な対応の確保に資するため、市町村長が、都道府県知事による防衛大臣に対する災害派遣要請をするよう求めた場合には、同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができるよう、必要な措置を講じる。</p>	○	法改正等を検討	

○重点行政分野の抜本見直しに係る対応 【国土交通省関係】

第1次勧告	対応		対応の理由、考え方
	可否	具体的内容	
<p>【道路】</p> <p>○ 町村について、その道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする。</p>	○	<p>・「地域主権戦略大綱（仮称）」及び地域主権一括法（第2次）における法改正で対応。</p>	